

は し が き

本書は、筆者らが2000年頃から取り組んできた司法面接法とその研修に関する知見・成果をまとめたものである。司法面接とは、事件や事故の被害者、あるいは目撃者となった可能性がある子どもから「何があったか」について、心理的負担を最小限にしつつ、できるだけ正確な情報をできるだけ多く収集することを目指した面接法である。典型的な対象は上述のように被害、目撃が疑われる子どもであるが、面接法の基本は子どもの被疑者、知的障がいや高齢者などバルネラブルな（脆弱性をもつ）大人への聴取にも活かすことができ、近年ではそのような実践も行われている。本書はその方法や関連する心理学的知見を伝え、読者がこの面接法を実施できるようにトレーニング法も提供する。以下、本書作成までの経緯について述べ、本書の目的と構成・使い方について述べる。

◆ 本書作成までの経緯

筆者は発達心理学、認知心理学を専攻し、大人と子どもの会話や記憶の働きに関する研究を行ってきた。四半世紀も前になるが、ある弁護士さんから子どもの供述の信用性を心理学的に検討してほしいとの依頼を受けたことから、司法場面における大人と子どものやりとりにも関心をもつようになった。そして、その後いくつもの事案に出合うこととなった。

子どもが事件の被害者、あるいは目撃者となることは少なくなく、「何が起きたか」に関する供述は重要な証拠となりうる。しかし、子どもへの事情聴取は容易ではない。急ぐあまり、あるいは心配のあまり、大人はクローズド質問、すなわち「お父さんが叩いたの？」や「グーで、パーで、どっち？」というような、具体的な内容（「お父さんが叩いた」や「グーで、パーで」）を含む閉じた質問を行いがちである。また、「話してくれないと大変なことになる」などの圧力をかけたり、子どもが「うん」と言うまで「叩かれた？」という質問を繰り返してしまうこともある。こういった方法では子ども本人の言葉が聞きだせず、何があったのか／なかったのかを判断することは難しい。また、質問に

含まれる具体的な内容が誘導となったり、記憶を汚染することもある。そのような中で、調書を前に「この発話は誘導の可能性がある」「自発的な報告とはいえない」などと、否定的なコメントをすることも多かった。

だが、批判を繰り返していても正確な聴取や事実の確認にはつながらない。それは子どものみならず、どの当事者にとっても有益なことではないだろう。1999年であったか、アイルランドでの法と心理学会に行く途中、イギリスのボーツマス大学を訪問し、司法面接の権威であるブル教授と会う機会があった。イギリスでは1992年に司法面接のガイドライン(MOGP)が作られ使用されていると知り、「すでに行われた面接を批判するのではなく、よい面接が行われるように予防に回ればよいのだ」と目から鱗が落ちる思いをした。その後MOGPを翻訳し(英国内務省・英国保健省『子どもの司法面接——ビデオ録画面接のためのガイドライン』)、MOGPに沿って実施された現実の面接100例を分析した書籍も翻訳し(アルドリッジ, M.・ウッド, J.『子どもの面接法——司法手続きにおける子どものケア・ガイド』)、筆者が所属している法と心理学会ではガイドラインも作成した(法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会『目撃供述・識別手続に関するガイドライン』)。

しかし、「知ること」と「行うこと」とは別物である。書物を読むだけでは実際に面接を行うことは難しい。そこで、より具体的な司法面接法と研修プログラムの開発に取り組むこととした。北海道大学において2年にわたる専門家・実務家との勉強会を行い、2008～2012年度は科学技術振興機構(JST・RISTEX)「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクト、2011～2015年度は文部科学省新学術領域(法と人間科学)「子どもへの司法面接：面接法の改善その評価」プロジェクト、2015年度からは科学技術振興機構(JST・RISTEX)「多専門連携による司法面接の実施を促進する研修プログラムの開発と実装」プロジェクトを実施し、司法面接支援室を立ち上げるとともに面接に関わる基礎研究や面接法・研修プログラムの開発、研修(トレーニング)を行ってきた。研究成果を「研修」というかたちで実務家・専門家に提供し、得られたフィードバックを基礎研究に投入し、面接法や研修のさらなる改善に活かす、というサイクルをここ10年続けてきたことになる。

この間、聴取・面接事情は大きく変化した。警察、検察では被疑者取り調べ

の録音・録画が開始され、その対象範囲は被害者や目撃者を含む参考人にまで拡大されつつある。また、多くの児童相談所で司法面接（被害確認面接とも呼ばれる）が行われるようになった。事件や事故の報告を繰り返すことは、精神的な二次被害にもつながり、できるだけ少ない回数で聴取を行うことは必須であるが、2015年10月28日、厚生労働省、警察庁、最高検察庁は、面接を協同で行うことを推奨する通知を出した。このことで子どもへの負担はまた大きく軽減することになる。よりよい面接法や研修への期待はますます高まっているといえるだろう。

◆ 本書の目的と使い方

本書は、直接的には児童虐待や犯罪の被害者、目撃者となった子どもに聴取を行う専門家（児童相談所職員、警察官、検察官）を対象としている。しかし、面接法のエッセンスは学校での事実確認（事故、校則違反、いじめ等の被害や加害）や家庭裁判所調査官による面接調査、福祉施設等での事故・事件の聞き取り、病院での事実確認、そして心理学や社会学での面接研究においても活かせるであろう。

本書はまた、発達心理学・認知心理学の基礎的な知見を社会に還元する1つの試みでもある。心理学や関係諸科学の院生、研究者の方々にも関心をもっていただければたいへん嬉しい。面接におけるベスト・プラクティスは研究と実践の協働により推進されるものであり、ますます多くの研究者が面接研究に携わるようになってくれればと願う。

次に本書の構成・使い方について述べる。本書は2部構成となっている。第Ⅰ部では司法面接の基礎や背景、記憶の発達や被暗示性に関する心理学的知見、対象者の範囲や面接法に関する研究成果などをまとめた。第Ⅱ部は、研修のテキストとしても使用できる内容となっている。第Ⅰ部と重複する部分もあるが、より実践的に、司法面接の基礎、自由報告の引き出し方、面接の構造、面接の計画、補助証拠、難しい質問、話さない子ども、質疑など、これまでに実施してきた多くの研修にもとづく研修プログラムを、演習課題とともに示している。講師が第Ⅱ部を研修に用いたならば、概ね12～16時間程度でカバーできる内容となっている（演習を繰り返せば、その分時間は長くなる）。読者におかれ

ては、第Ⅰ部を読まれたのち第Ⅱ部に進まれてもよいし、第Ⅱ部から開始し、必要に応じて第Ⅰ部を参照していただくのもよいだろう。

本書はⅠ部、Ⅱ部を通し筆者が執筆しとりまとめたものであるが、第Ⅰ部第5講「子どもの人物識別」は上述の「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトで協同研究者となっていたいただいた杉村智子氏に執筆をお願いした。また、各章にあるコラムは、プロジェクトでお世話になった専門家や学術研究員、筆者の研究室で修士論文、博士論文を書かれた研究者の方々に依頼した。お礼を申し上げるとともに、筆者の筆が遅く、出版までに多くの時間を要してしまったことをお詫びしたい。また、書き出せば何ページにもなるであろう多くの専門家・実務家、研究者、学生の方々に、たいへんお世話になった。ここに心より感謝申し上げます。また、本書は有斐閣の岡山義信さん、元有斐閣（現在ちとせプレス）の櫻井堂雄さんの温かく的確な支援がなかったら世に出ることはなかった。このお二人にも深くお礼を上げたい。

子どもが事件や事故の被害者、目撃者、あるいは加害者となることは少なくない。どのような立場であっても、子どもは発達の途上にあり、大人と同じように面接を行うことはできない。本書が福祉・司法場面のみならず、学校、医療、研究等の場面でも、面接や聴取、そしてそのトレーニングに活かされたならば、これほど嬉しいことはない。

2016年 夏

仲 真紀子

編者紹介

仲 真紀子（なか まきこ）【執筆：第5講を除く全講，コラム1，付録】

現職：北海道大学大学院文学研究科教授

略歴：1979年，お茶の水女子大学文教育学部卒業，1981年，同大学大学院修士課程修了，1984年，同大学博士課程人間文化研究科単位取得退学，1987年，同大学より学術博士取得。千葉大学講師，助教授，東京都立大学助教授を経て，現職。

専攻：認知心理学，発達心理学，法と心理学

主な著作・訳書：

『こころが育つ環境をつくる——発達心理学からの提言』（共編著，新曜社，2014年）

『法と倫理の心理学——心理学の知識を裁判に活かす：目撃証言，記憶の回復，子どもの証言』（培風館，2011年）

『認知心理学——心のメカニズムを解き明かす』（編著，ミネルヴァ書房，2010年）

『認知心理学へのアプローチ——自己心理学4』（編著，金子書房，2008年）

『知的障害・発達障害のある子どもの面接ハンドブック——犯罪・虐待被害が疑われる子どもから話を聴く技術』（共監訳，明石書店，2014年）

『犯罪心理学——ビギナーズガイド：世界の捜査，裁判，矯正の現場から』（監訳，有斐閣，2010年）

『子どもの司法面接——ビデオ録画面接のためのガイドライン』（共訳，誠信書房，2007年）

『抑圧された記憶の神話——偽りの性的虐待の記憶をめぐって』（訳，誠信書房，2000年）

執筆者紹介（執筆順）

名 畑 康 之（なばた やすゆき）【執筆：コラム 2】

北海道大学大学院文学研究科学術研究員

尾 山 智 子（おやま ともこ）【執筆：コラム 3】

北海道大学大学院文学研究科学術研究員

鈴 木 愛 弓（すずき あゆみ）【執筆：コラム 4】

八王子少年鑑別所法務技官

杉 村 智 子（すぎむら ともこ）【執筆：第 5 講，コラム 5】

帝塚山大学現代生活学部こども学科教授

上 宮 愛（うえみや あい）【執筆：コラム 6，コラム 7】

名古屋大学大学院環境学研究科博士研究員

五十嵐典子（いがらし のりこ）【執筆：コラム 8】

北海道立女性相談援助センター主査（判定）

二 口 之 則（ふたくち ゆきのり）【執筆：コラム 9〔共著〕】

北海道立精神保健福祉センター相談研究部副部長

小 山 和 利（こやま かずとし）【執筆：コラム 9〔共著〕】

北海道立向陽学院院長

千 田 早 苗（ちだ さなえ）【執筆：コラム 10】

最高検察庁刑事政策推進室兼検察改革推進室

武 田 知 明（たけだ ともあき）【執筆：コラム 11，コラム 12】

北海道大学大学院文学研究科司法面接支援室博士研究員

山 本 涉 太（やまもと しょうた）【執筆：コラム 13】

北海道警察本部刑事部科学捜査研究所／北海道大学大学院文学研究科博士後期課程

田 鍋 佳 子（たなべ よしこ）【執筆：コラム 14】

北海道大学大学院文学研究科学術研究員

佐々木真吾（ささき しんご）【執筆：コラム 15】

光塩学園女子短期大学保育科専任講師

緑 大 輔（みどり だいすけ）【執筆：コラム 16】

一橋大学大学院法学研究科准教授

目 次

は し が き	i
編 者 紹 介	v
執筆者紹介	vi

第 I 部 司法面接の基礎知識

I

第 1 講 司法面接とは何か 2

1 はじめに 2

司法面接という名称と第 I 部の展望 (2) 司法面接法の目的と特徴 (3)

2 司法面接の特徴 4

自由報告を求める (4) ゆるやかに構造化されている (6)

3 司法面接の構造 7

導入の段階 (7) 自由報告と質問 (9) ブレイクと質問 (10) クロージング (11)

コラム 1 司法面接の背景にある考え方 13

第 2 講 司法面接の歴史と必要性 15

1 司法面接開発の背景となった事件 15

イギリスでの事案 (15) アメリカでの事案 (16) 何が問題か (18)

2 日本での事件 19

日本における子どもの証言 (19) 何が問題か (22)

コラム 2 供述弱者による目撃証言 24

第 3 講 記憶の種類と発達 26

1 記憶のメカニズム 26

記憶の種類 (26) 意味記憶 (28) エピソード記憶 (29)

2 記憶の発達 30

乳児期の記憶 (30) 幼児の記憶 (31) エピソード記憶のきざし (32)

3 エピソード記憶の発生 33

コラム3 子どもによる体験の報告 39

第4講 誘導と被暗示性 41

- 1 誘導と被暗示性 41
記憶の変容 (41) 子どもの記憶と認知 (42) 誘導質問・語法効果・事後情報
効果 (44)
- 2 被暗示性 46
被暗示性とは何か (46) 幼児や児童の被暗示性 (47)
- 3 マクマーチン事件における面接 49
面接の問題点 (49) 子どもの発話 (54) 面接者の発話 (55)

コラム4 面接を繰り返す効果面接の繰り返し 58

第5講 子どもの人物識別 60

- 1 顔認識のしくみと発達 60
顔認識のしくみ (60) 子どもと成人の情報処理の違い (62)
- 2 写真による人物識別の特徴と課題 64
顔認識の正確さに及ぼすラインナップの方法の影響 (64) 目撃時と識別時の外
観の変化の影響 (67)
- 3 言語供述による人物識別の特徴と課題 69
人物の容貌についての言語供述 (69) 人物の特徴についての言語化が写真を用
いた顔再認に与える影響 (70) 子どもに人物識別を求めるには (72)

コラム5 子どもの人物識別事例 73

第6講 面接法研究 75

- 1 面接の在り方 75
推定変数とシステム変数 (75) 圧力 (76) 不適切な質問形式 (77)
- 2 望ましい質問 79
良い質問 (79) オープン質問の効果 (81)
- 3 グラウンドルール 84
グラウンドルールの有用性 (84) 本当と嘘 (84) 知らない・わからない・間
違っている (86) どんなことでも全部話してください (88) ラポール形成と
出来事を思い出して話す練習 (エピソード記憶の訓練) (90)

第7講 司法面接の展開：弱者への面接，被疑者・被疑少年への面接，家事面接……………95

- 1 被害者・目撃者への面接法 95
近年の展開（95） 種々の司法面接（96） 認知面接法（97） NICHD プロトコルの位置づけ（100）
- 2 被疑少年への面接法 101
NICHD 被疑者面接プロトコル（102）
- 3 PEACE モデル 104
PEACE モデルとは（104） 面接の背景（105） 面接の手続き（105） オープン質問とラポール（106） 話したくない被疑者からの聴取（107）
- 4 家事面接 III
子どもへの意向調査（III） 家事面接の工夫（II2）

第8講 研修の取り組みと効果……………118

- 1 北海道大学での研修 118
経緯（118）
- 2 効果測定 119
方法（119） 結果（120）
- 3 近年の動向 125
フィードバックと改善（125） 心理学研究（128）
- 4 今後の課題と展望 133

第Ⅱ部 司法面接研修

139

第9講 司法面接の概要と目的……………140

- 1 研修を始める前に 140
準備する事柄（140） スケジュールとプログラム（142）
- 2 子どもの現状と面接の問題 145
はじめに（145） 児童相談所への虐待相談件数（145） 幼児・児童の被害・目

撃供述 (147) 多くの大人が繰り返し尋ねる (148) 典型的な聴取 (149)

3 認知的な問題 151

被暗示性 (151) 中学生・大学生を対象とした調査 (152) 厚生労働省の手引き (154)

4 精神的な問題 154

国連による勧告 (155) 精神的な問題への対応 (155)

5 ま と め 157

コラム 9 司法面接の現場での使用と課題 159

第 10 講 司法面接の要：オープン質問…………… 161

1 司法面接の目的と自由報告 161

司法面接の特徴 (161) 質問の種類 (162)

2 自由報告を引き出す質問 163

誘いかけの使い方 (164) 時間分割の使い方 (165) 手掛かり質問の使い方 (166) それから質問の使い方 (167) それから質問のさらなる使用 (168)

3 一問一答と自由報告 169

4 SE3R と GQM 172

SE3R (172) GQM: Griffiths Question Map (174)

5 質問の効果 177

模擬面接での文字数 (177) あいづちとエコーイング (178)

6 自由報告を求める演習 178

自由報告を得る練習(1) (178) 自由報告を得る練習(2) (179) 振り返り (181) その他のコメント (182)

コラム 10 多機関連携の重要性：検察における再犯防止と被害者支援について 184

第 11 講 面接の構造と手続き…………… 186

1 外形的な要素 186

面接室の実際 (186) バックスタッフ (188) 座り位置, 面接時間, 立会い, 補助物等 (188)

2 司法面接の基本的な手続き 190

MOGP に見る基本的な構成 (190) NICHD プロトコル (191)

3 NICHD プロトコルの手続き 192

挨拶・説明 (192) グラウンドルール (193) ラポール (196) 出来事を思い出して話す練習 (198) 本題への移行 (200) 出来事の分割 (201) プレ

イク（休憩）（203）	面接の続き（204）	クロージング（205）
4 面接演習 1：動画を見てのロールプレイ（準備）	206	
機材と配置（206）	面接キット（207）	描画について（208）
5 面接演習 1：動画を見てのロールプレイ（実施）	210	
手続き（210）	振り返り（211）	

コラム 11 面接室の設定とカメラワーク	214
-----------------------------	-----

第 12 講 面接の計画 217

1 面接実施まで	217
面接のコーディネート（217）	子どもへの説明（218） 保護者・サポーターへの説明（219）
2 面接の計画に向けて	221
3 面接の立案：事案	222
面接の各要素の確認（222）	
4 マキちゃんの事例に即して	225
仮説と反対仮説（225）	明らかなことと明らかでないこと（225） 収集すべき情報：いつ、どこ、誰、どのように、どうした、なぜ（227） 外部の客観的情報と照合できる情報：チェックできる事実情報（229） 体験を反映する詳細情報（231）
5 出来事への移行段階	232
子どもが「わからない」と言った場合（232）	証拠を出す（233） NICHD プロトコルの 9 つの質問（235）
6 面接の計画	236
振り返り（237）	
7 面接演習 2：マキちゃん	237
振り返り（238）	

コラム 12 NARTOS の説明	239
--------------------------	-----

第 13 講 補助証拠 242

1 補助証拠の必要性	242
子どもの供述の信用性を高める外部情報（242）	
2 補助証拠の種類	243
医学的証拠（243）	物質的／物理的証拠（244） 被疑者や参考人の供述（244）
その他の状況証拠（245）	

3 面接演習 3：ヨウ子さん 246

準備 (246) 振り返り (248)

コラム 13 事情聴取における発問方法の効果 250

第 14 講 難しい質問への対応：性的な言葉に慣れる …… 252

1 難しい質問・発話 252

性的な事柄のほのめかし (252) 適切な対応 (253) 被害が疑われる場合 (253)

2 演習と振り返り 254

演習 (254) 振り返り (256)

第 15 講 性的な内容の聴取 …… 257

1 性的な行為について話してもらう 257

性虐待・性被害が疑われるとき (257) 性的なことを話してもらう (257) 恥ずかしくて話せない場合 (258) 状況、態様・行為、着衣 (259) 詳細情報 (260) 明らかにすべき事柄 (points to prove) (260)

2 面接演習 4：タカシくん 261

準備 (261) 振り返り (263)

コラム 14 子どもの聴き取りは誰が行うか 265

第 16 講 話さない子ども …… 268

1 話さない子どもの特徴 268

リラクタントな子ども (268) 話さない子どもの傾向 (269) 遅れる開示 (269) 報告が少ない理由 (270)

2 子どもが話さない場合、面接はどうなるか 272

イスラエルの研究 (272) 子どもの発話、面接者の発話の推移 (274) 話さない子どもへの面接に関する示唆 (276)

3 その他のアプローチ 278

話しやすいことを話してもらう (278) 話せない理由を話してもらう (279)

4 話さない子どもへの面接演習 281

手続き (281) 話さない子どもへの面接演習と振り返り(1) (281) 話さない子どもへの面接演習と振り返り(2) (282) まとめ (283)

5 面接演習 5：ユリカさん 283

準備 (283) 振り返り (285)

第 17 講 質 疑 289

準備・背景 (289) 質問・面接方法 (294) トレーニング (300) 様々な事
案・子どもへの配慮 (300) 犯罪・加害が疑われる場合 (308) 多機関連携
(312)

コラム 16 司法面接を証拠として用いる方法

316

参 考 文 献 319

付録 1：NICHD プロトコルに基づく司法面接の最小限の手続き 332

付録 2：被疑少年のための NICHD プロトコル 337

付録 3：PEACE モデル 342

付録 4：家事事件における聴き取り 347

事 項 索 引 353

人 名 索 引 359

第 1 講

司法面接とは何か

1 はじめに

◆ 司法面接という名称と第 I 部の展望

福祉や司法の現場において司法面接という用語を耳にするようになった。司法面接とは、forensic interviews の訳である。「forensic」は「法の」「司法の」「裁判の」という意味であり、法的面接、あるいは裁判面接と訳すこともできるが、近年ではこの名称で定着しつつある。

司法面接は「法的な判断のために使用することのできる精度の高い情報を、被面接者の心理的負担に配慮しつつ得るための面接法」と定義することができる。狭義の司法面接は、その歴史的背景から、子どもの被害者、目撃者を対象としてきた。しかし、司法の場で用いる情報収集のための面接法という観点からいえば、被疑者への接見、取り調べ、大人の被害者や目撃者からの事情聴取、^{はんちゅう}法廷での尋問なども司法面接の範疇に含まれるであろう。実際、諸外国では、この方法は家事事件における子どもへの意向調査や、被疑少年の取り調べ、知的障がいをもつ被疑者の取り調べなどにも活かされるようになっている。そこで本書では、こういった面接についても触れたいと思う。

なお、司法面接はinvestigative interviews（捜査面接）、あるいはvideo-recorded interviews（録画面接）と呼ばれることもある。また、国内では、主に福祉の現場で事実確認面接、被害確認面接と呼ばれることもあるが、これらの面接の趣旨はいずれも(1)正確な情報をより多く引き出すことを目指していること、(2)被害者や目撃者となった子どもへの負担を最小限にしようとしているこ

とである。

◆ 司法面接法の目的と特徴

「司法面接」は固有名詞ではない。後にも説明するように、イギリスのガイドラインである「よき実践のためのメモ」(Memorandum of Good Practice：以下MOGPと呼ぶこともある)や、その後継版「最良の証拠を得るために」(Achieving Best Evidence：以下ABEと呼ぶこともある)で推奨されている様相アプローチ、アメリカ児童虐待専門家協会(APSAC)によるAPSACプロトコル、アメリカの国立小児保健・人間発達研究所(NICHHD)で開発されたNICHHDプロトコル、カナダのステップワイズ面接(Yuille et al., 1993)、ドイツの構造面接(Poole & Lamb, 1998)など、司法面接には様々な種類がある。しかし、上記で述べた(1)正確な情報をより多く引き出すこと、(2)子どもへの精神的負担を最小限にすることは共通の目的であり、それが最大限活かされるように工夫されている(現場で、手続きの選択や優先順位を求められた場合は、この(1)(2)の原則に沿った判断を行えばよい)。その特徴は、以下のようなものである。

- ・ 第一は、記憶の変容や汚染が起きないように、また供述が変遷しないように、できるだけ早い時期に、原則として1度だけ面接を行う。
- ・ 第二に、面接を繰り返さないですむように、録画・録音という客観的な方法で記録する。
- ・ 第三に、面接は、子どもに圧力をかけたり、誘導・暗示を与えたりすることのないように、自由報告を主とする構造化された方法を用いる。
- ・ 第四に、これも子どもが何度も面接を受けることを防ぐためであるが、複数の機関が連携して、1度で面接を行うか、面接の録画を共有できるようにする。複数の機関が連携することを多機関連携(multi-agency approach)、あるいは多職種連携(multi-disciplinary approach)という。

多職種連携によって面接を行うため、司法面接は近接する2つの部屋を用いて行うことが多い(図1-1)。一方の部屋は録音・録画設備のある面接室で、ここで面接者が一対一で、子どもに面接を行う。この面接は録音・録画されるが、その音声と映像は近接するモニター室(バックスタッフ室ともいう)に転送される。モニター室には、子どもから得た供述を用いて仕事をする専門家、例えば

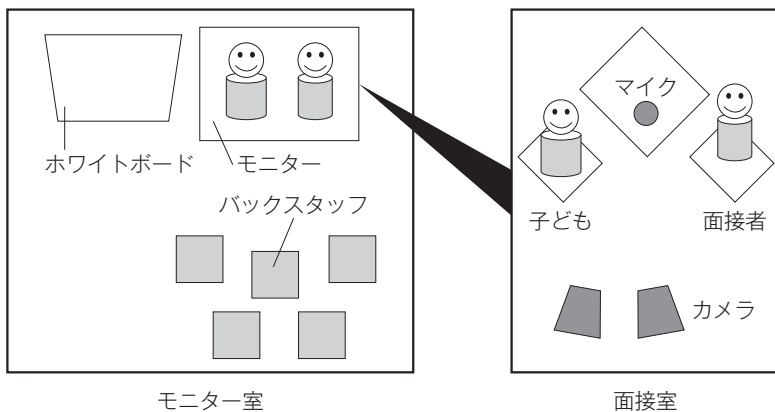


図 1-1 面接室とモニター室

福祉機関の職員（児童相談所の心理司，福祉司等），司法関係者（警察，検察等），必要に応じて医療や心理臨床の専門家等が控えており，面接を支援するとともに，内容を記録し，事案に関する意思決定に参加する。このモニター室に控え，面接を支援する人々をバックスタッフ（後ろに控えている人々）という。

上記は面接を行う手続き全体に関する特徴だが，面接法そのものにもいくつか特徴がある。第一は，面接ではできるだけ被面接者自身の言葉による，自発的な報告（自由報告：free narrative）を求めるということである。第二は，そういった自発的な報告を最大限引き出せるように，面接法が構造化されているということである。以下，詳しく述べる。

2 司法面接の特徴

◆ 自由報告を求める

法的判断に役立つ正確な情報を引き出すには，誘導や暗示の影響を最小限にしなければならない。面接における誘導，暗示は，面接者の言葉に由来することが多い（例えば，「〇〇が叩いたの？」という質問は「〇〇」という被疑者の名前や「叩いた」という問題となる行為に関する情報を含んでいる）。このような誘導，暗示を最小限にするには，できるだけ被面接者自身に語ってもらうことが重要であ

子どもへの司法面接——考え方・進め方とトレーニング
Forensic/Investigative Interviews with Children:
Theory, Practice, and Training

2016年9月30日 初版第1刷発行

編著者 仲 真 紀 子
発行者 江 草 貞 治
発行所 株式会社 有 斐 閣

郵便番号 101-0051
東京都千代田区神田神保町2-17
電話 (03)3264-1315〔編集〕
(03)3265-6811〔営業〕
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・萩原印刷株式会社／製本・大口製本印刷株式会社

©2016, Makiko Naka. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-17413-9

 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。